



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (三件) ……………
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞 (四件) ……………
- …………… (都市整備局住宅政策推進部不動産課) ……
- 建築基準法による意見の聴取 ……………
- …………… (都市整備局市街地建築部調整課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 ……………
- …………… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 平成二十七年における中型まき網漁業の許可等の申請期間 ……………
- …………… (産業労働局農林水産部水産課) ……
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 ……………
- …………… (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……

告示

●東京都告示第八百六十八号
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 小金井市
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年七月八日から同月十七日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第八百六十九号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 府中市、調布市、小金井市、狛江市及び稲城市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年七月一日から同月三十一日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第八百七十号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 世田谷区及び杉並区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十七年七月一日から同月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関 の名称

●東京都告示第八百七十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 日時 平成二十七年五月二十九日 午前十一時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 氏名 濱添 三夫

(二) 住所 世田谷区等々力三丁目二十一番二十二号

(三) 宅地建物取引士 東京都第二〇二四五号
登録番号

(四) 登録年月日 昭和四十七年七月十日

●東京都告示第八百七十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 日時 平成二十七年五月二十九日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 氏名 長野 展士

(二) 住所 世田谷区代沢一丁目三十七番十一号

(三) 宅地建物取引士 東京都第三九〇六九号
登録番号

(四) 登録年月日 昭和四十九年三月十五日

●東京都告示第八百七十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 日時 平成二十七年五月二十九日 午後三時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 氏名 熊谷 秀克

(二) 住所 中野区弥生町五丁目二十七番一号
三〇五

(三) 宅地建物取引士 東京都第七九八九五号
登録番号

(四) 登録年月日 昭和六十一年七月二十四日

●東京都告示第八百七十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 日時 平成二十七年五月二十九日 午後四時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 氏名 中田 茂

(二) 住所 府中市浅間町二丁目十二番四十九号

(三) 宅地建物取引士 東京都第一四七一三九号
登録番号

(四) 登録年月日 平成七年十一月七日

●東京都告示第八百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第四項ただし書及び第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 公聴会を行う日時 平成二十七年五月二十八日(木曜日) 午前十時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

- 建築主住 港区北青山二丁目八番三十五号
- 所氏名 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 建築敷地 新宿区霞ヶ丘町十番一ほか
- 地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種文教地区、二十メートル第二種高度地区、第二種高度地区、第二種風致地区及び神宫外苑地区地区計画

申請の概要

- 工事種別 新築
- 及び用途 観覧場、集会場、物販店舗、飲食店、博物館、スポーツの練習場、自動車車庫及び自転車駐車場
- 敷地面積 約一三、〇四〇平方メートル
- 建築面積 約七八、一一一平方メートル
- 延べ面積 約二一九、四三二平方メートル
- 構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造
地上六階地下二階
- 高さ 六七・〇五メートル
- 適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

(二)

- 建築主住 埼玉県さいたま市中央区新都心二番一号
- 所氏名 北関東防衛局
- 建築敷地 新宿区市谷本村町四十二番一の一部ほか
- 地域地区 第二種住居地域、準防火地域及び三十メートル第二種高度地区
- 等 トル第二種高度地区
- 申請の概要
- 工事種別 新築
- 及び用途 倉庫ほか
- 敷地面積 約一二、七七一平方メートル
- 建築面積 約二二〇平方メートル
- 延べ面積 約四一〇平方メートル
- 構造及び階数 鉄筋コンクリート造
地上二階地下一階
- 高さ 四・一三メートル
- 適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第八百七十六号

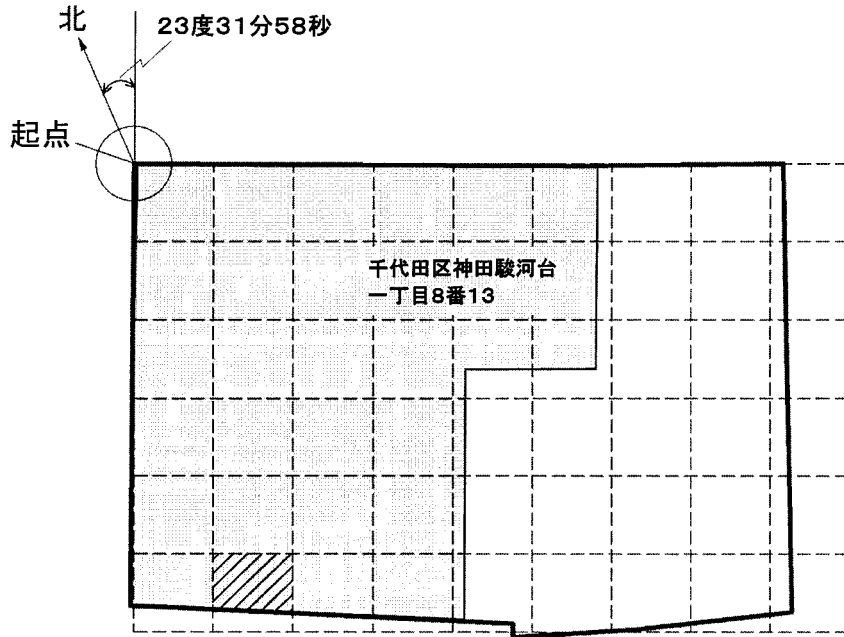
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田駿河台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界(筆境界)
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時
要届出区域

【起点】

起点は、千代田区神田駿河台一丁目8番13の最北端とする。

【格子の回転角度(23度31分58秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百七十七号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成二十七年における中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、同規則第八条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年五月二十日から同月二十六日まで

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月六日

二 特定非営利活動法人の名称

| | | |
|--|---|---|
| <p>三 特定非営利活動法人ハッピースマイル 代表者の氏名 檀原 康伯</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区中央二丁目二十二番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象にして、身体障害者の生活上、社会参加、社会的自立を支援するために、身体障害者通所作業所の運営を主として、障害者と健常者の理解を深めるための相談や啓発事業、また、障害福祉サービス事業などを行い、身体に障害を持つ人たちが、地域で自分らしく暮らしていける健全な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本繊維商品めんてなんす研究会</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 英雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区後楽二丁目三番十号 白王ビル五F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として多様化する繊維製品及びそのメンテナンスに関する研究並びにそれらの繊維商品に対応するクリーニング技術の研究開発により広く一般家庭生活及び一般社会に貢献し、一般生活者</p> | <p>の期待を裏切るような繊維商品企画やクリーニング事故の発生を未然に防ぐ等その衣生活に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人母子フィジカルサポート研究会</p> <p>三 代表者の氏名 吉田 敦子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区三ノ輪二丁目八番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、姿勢と発達を基本とした母子フィジカルサポートができる支援者を増やすことに関する事業を行うことにより、女性や母子が真にQOL(生活の質)を高め健やかに過ごせる社会構築に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> | <p>この法人は、主に玉川学園地区居住者に対して、家庭生活全般に係ること、地域での主体的活動及び地元各団体の活動支援事業を行い、住み良い街づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本スケートパーク協会</p> <p>三 代表者の氏名 河崎 覚</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市打越町三百三十一番地二 川端ビル一〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、スケートボーダー、エクストリームスポーツ愛好者、スケートパーク計画主体・施設管理者、一般市民及び青少年に対して、スケートパークへの計画支援と提案、利用促進と指導、施設運営支援と保全、こども達の健全育成指導並びにスポーツ振興及び多くの人々がスケートスポーツ・Xスポーツについての正しい知識と理解を得られることにより、スポーツ文化の発展に寄与するとともに、広く公益に資することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> |
| <p>三 代表者の氏名 檀原 康伯</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区中央二丁目二十二番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象にして、身体障害者の生活上、社会参加、社会的自立を支援するために、身体障害者通所作業所の運営を主として、障害者と健常者の理解を深めるための相談や啓発事業、また、障害福祉サービス事業などを行い、身体に障害を持つ人たちが、地域で自分らしく暮らしていける健全な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本繊維商品めんてなんす研究会</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 英雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区後楽二丁目三番十号 白王ビル五F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として多様化する繊維製品及びそのメンテナンスに関する研究並びにそれらの繊維商品に対応するクリーニング技術の研究開発により広く一般家庭生活及び一般社会に貢献し、一般生活者</p> | <p>の期待を裏切るような繊維商品企画やクリーニング事故の発生を未然に防ぐ等その衣生活に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人母子フィジカルサポート研究会</p> <p>三 代表者の氏名 吉田 敦子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区三ノ輪二丁目八番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、姿勢と発達を基本とした母子フィジカルサポートができる支援者を増やすことに関する事業を行うことにより、女性や母子が真にQOL(生活の質)を高め健やかに過ごせる社会構築に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> | <p>この法人は、主に玉川学園地区居住者に対して、家庭生活全般に係ること、地域での主体的活動及び地元各団体の活動支援事業を行い、住み良い街づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本スケートパーク協会</p> <p>三 代表者の氏名 河崎 覚</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市打越町三百三十一番地二 川端ビル一〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、スケートボーダー、エクストリームスポーツ愛好者、スケートパーク計画主体・施設管理者、一般市民及び青少年に対して、スケートパークへの計画支援と提案、利用促進と指導、施設運営支援と保全、こども達の健全育成指導並びにスポーツ振興及び多くの人々がスケートスポーツ・Xスポーツについての正しい知識と理解を得られることにより、スポーツ文化の発展に寄与するとともに、広く公益に資することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> |
| <p>三 代表者の氏名 檀原 康伯</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区中央二丁目二十二番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象にして、身体障害者の生活上、社会参加、社会的自立を支援するために、身体障害者通所作業所の運営を主として、障害者と健常者の理解を深めるための相談や啓発事業、また、障害福祉サービス事業などを行い、身体に障害を持つ人たちが、地域で自分らしく暮らしていける健全な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本繊維商品めんてなんす研究会</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 英雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区後楽二丁目三番十号 白王ビル五F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として多様化する繊維製品及びそのメンテナンスに関する研究並びにそれらの繊維商品に対応するクリーニング技術の研究開発により広く一般家庭生活及び一般社会に貢献し、一般生活者</p> | <p>の期待を裏切るような繊維商品企画やクリーニング事故の発生を未然に防ぐ等その衣生活に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人母子フィジカルサポート研究会</p> <p>三 代表者の氏名 吉田 敦子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区三ノ輪二丁目八番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、姿勢と発達を基本とした母子フィジカルサポートができる支援者を増やすことに関する事業を行うことにより、女性や母子が真にQOL(生活の質)を高め健やかに過ごせる社会構築に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> | <p>この法人は、主に玉川学園地区居住者に対して、家庭生活全般に係ること、地域での主体的活動及び地元各団体の活動支援事業を行い、住み良い街づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本スケートパーク協会</p> <p>三 代表者の氏名 河崎 覚</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市打越町三百三十一番地二 川端ビル一〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、スケートボーダー、エクストリームスポーツ愛好者、スケートパーク計画主体・施設管理者、一般市民及び青少年に対して、スケートパークへの計画支援と提案、利用促進と指導、施設運営支援と保全、こども達の健全育成指導並びにスポーツ振興及び多くの人々がスケートスポーツ・Xスポーツについての正しい知識と理解を得られることにより、スポーツ文化の発展に寄与するとともに、広く公益に資することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> |

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。